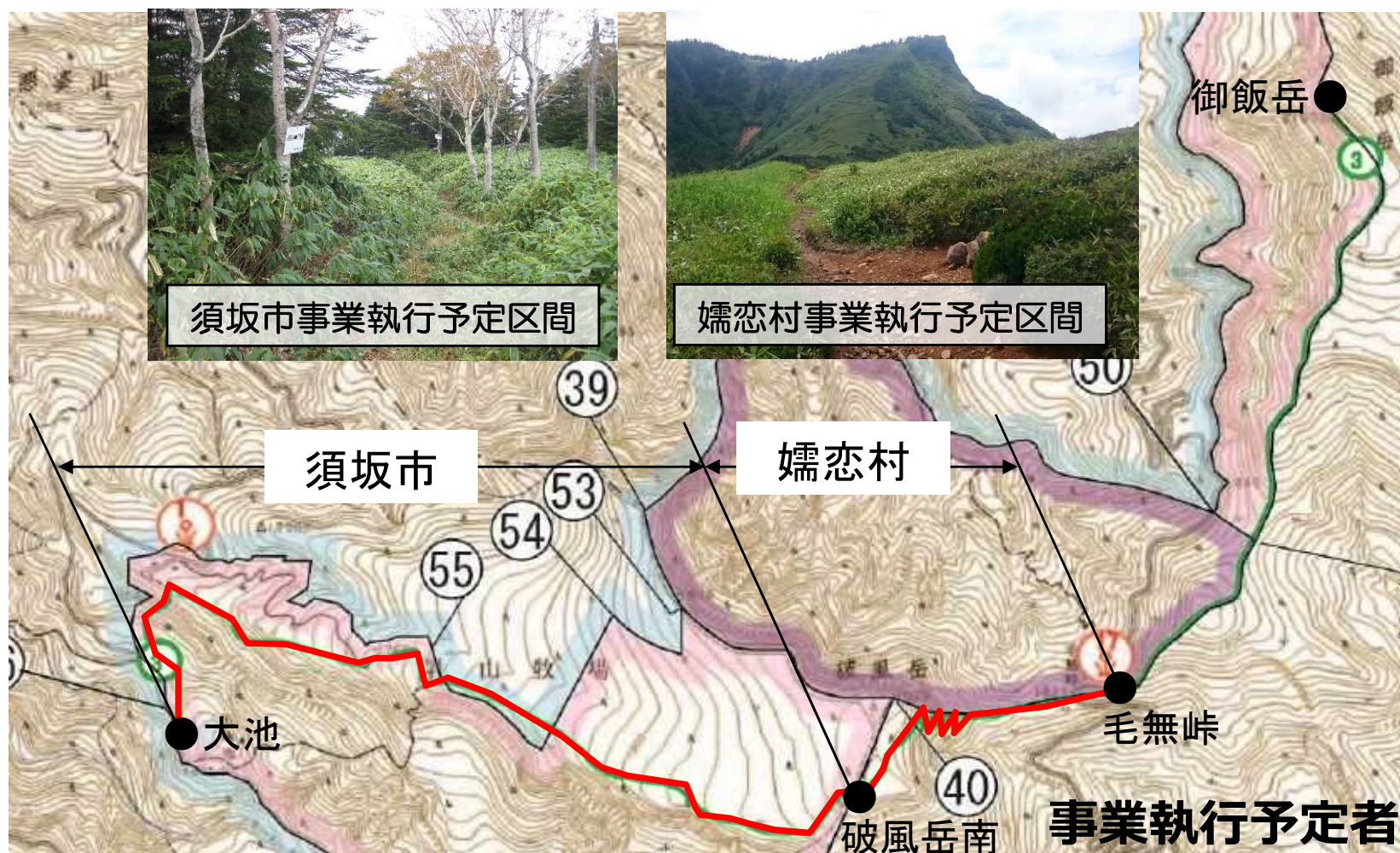


## 既存施設の把握（歩道）

執行予定者：長野県須坂市  
群馬県嬭恋村

- 公園を安全かつ快適に利用するため五味池御飯岳線道路（歩道）事業として、既存の歩道を把握するもの。新たな整備等の予定はない。
- 地元自治体が土地の貸借及び維持管理を適切に行う予定。





五味池破風高原



破風岳

## 自然環境への影響

既存の登山道を把握するもので、新たな整備の予定はない。登山道の管理者を明確にすることで、適切な維持管理が図られる予定。  
脆弱な植生も一部に存在するが、歩道も明確であり、地元自治体により適切に管理されることから周囲の自然環境へ与える影響は最小限であると考えられる。



毛無峠の風衝地群落

# 上信越高原国立公園 三国峠線道路（道路）車道

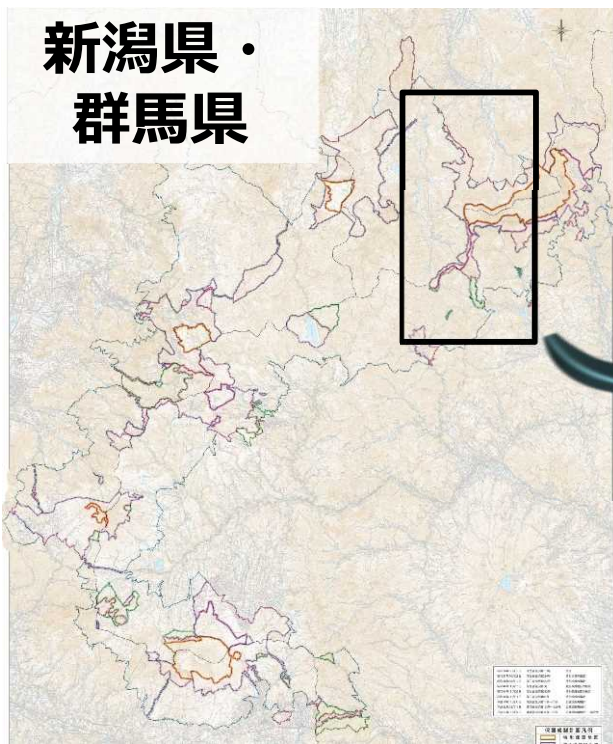
## 変更

路線距離：30km  
(変更なし)  
執行者：国土交通省

特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域（国有林、私有地）

### ●位置図

新潟県・  
群馬県



### ●計画図



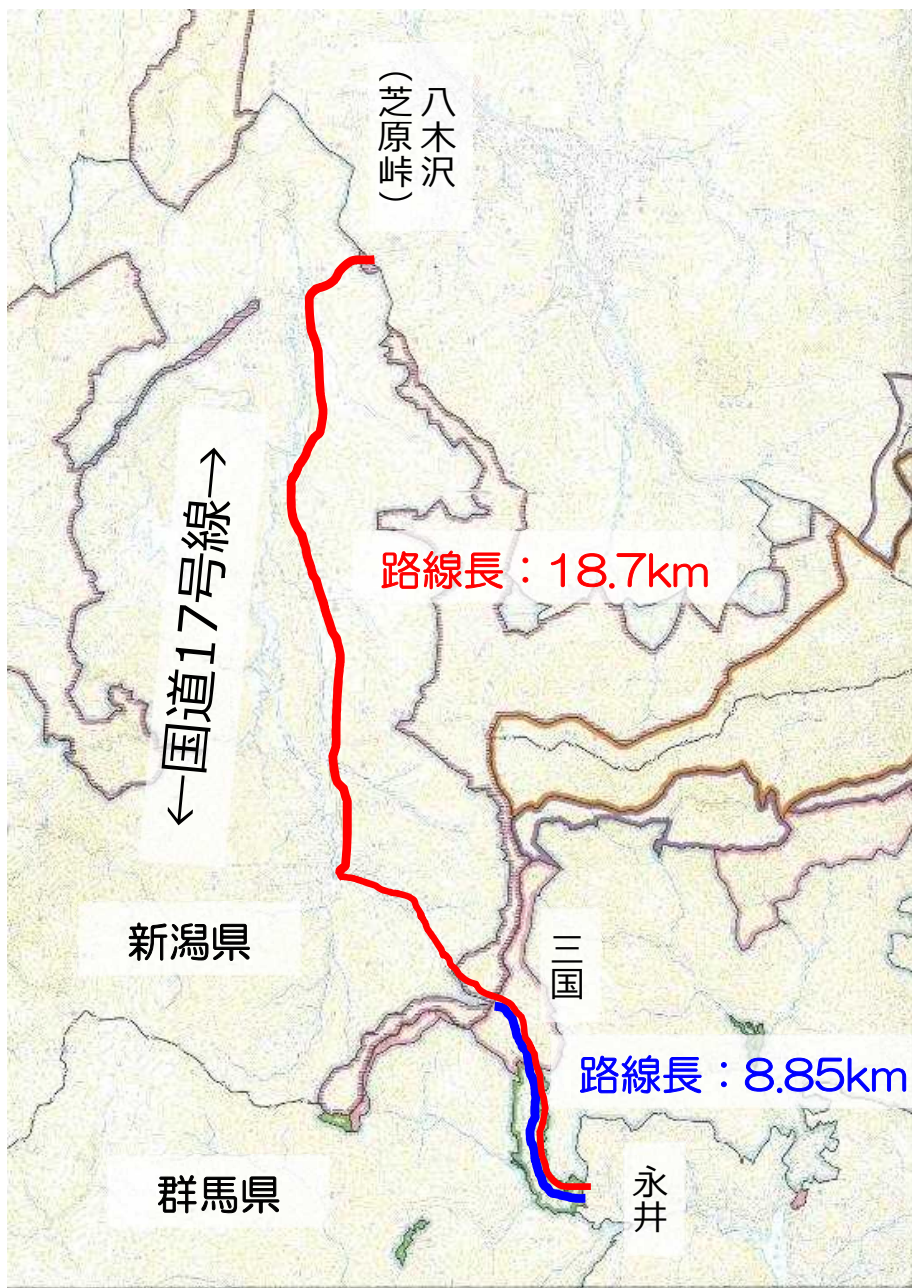
三国峠



湯沢町 国立公園境界付近

○上信越高原国立公園の群馬県側と新潟県側を結ぶ主要道路（国道17号線）

○夏季は苗場山登山、冬季は苗場やかぐらスキー場利用者に利用されている。



— 変更後  
— 変更前（現行区域）

事業規模（変更なし）

終点の修正：（三国）→（八木沢・国立公園境界）

※路線距離（30km）は、永井から八木沢までの距離で合っているため、今回変更はない。

### 自然環境への影響

- 平成28年3月の事業変更の際、新潟県側の事業決定に漏れがあったため修正するもの。
- 既存施設を把握するものであり、新たな地形や植生の改変は伴うものではない。

# 上信越高原国立公園 渋峠草津線道路（歩道）

**変更**

路線距離：11km→9.5km

執行者（予定者）：群馬県

第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域（国有林）

● 計画図



○志賀草津道路の群馬県と長野県の県境に位置する渋峠から、芳ヶ平を經由して草津町中心部北側の公園境界へ至る歩道である。

○主な利用形態は、ラムサール条約登録湿地にもなっている芳ヶ平湿地群を中心とした自然散策や自然観察である。

— 変更後  
— 変更前（削除区域）



**路線距離：**  
**11km → 9.5km**

○これまで公園計画図に位置づけられていた横手山～渋峠の歩道区間は、一般利用者が通行できない区間となっていたため、公園計画の変更に伴い、事業決定規模を変更するもの。

**既存施設の把握****執行予定者：群馬県**

- 公園を安全かつ快適に利用するために必要な木道や標識等が整備されている。

**自然環境への影響**

現状の利用状況に合わせて事業決定規模を変更するものであり、新たな整備の予定はないことから、周囲の自然環境へ与える影響はない。

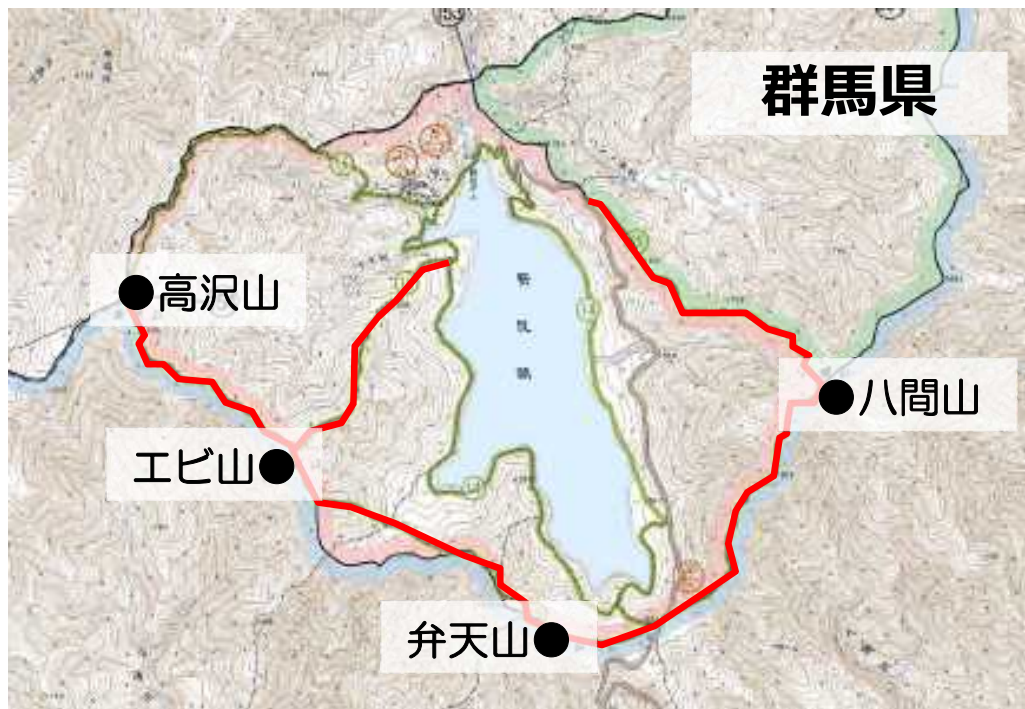
# 上信越高原国立公園 野反湖周回線道路（歩道）

**変更**

路線距離：16km→12.5km  
執行者（予定者）：中之条町

第2種特別地域（国有林）

● 計画図



○中之条町の北部に位置し、野反湖の周囲を取り囲む標高1,600～1,900m級の山々の稜線を周回する歩道である。

○野反湖を俯瞰しながらのハイキングや、山頂からは横手山や志賀高原の山々も展望できることから自然景観を楽しむことができる。



— 変更後  
— 変更前（削除区域）

路線距離：16km → 12.5km

## 既存施設の把握



○ぐんま県境稜線トレイルの設定にあたり、野営場～高沢山の区間を他歩道に振り替えることになったため、当該歩道からは削除する。

○削除する区間は、稲包山高沢山線道路（歩道）の一部に位置づけ、トレイルルートとして統一的に管理するため利用上の支障はない

## 自然環境への影響

既存の歩道を他歩道事業に振り替えるもので、新たな整備の予定はないことから、周囲の自然環境へ与える影響はない。

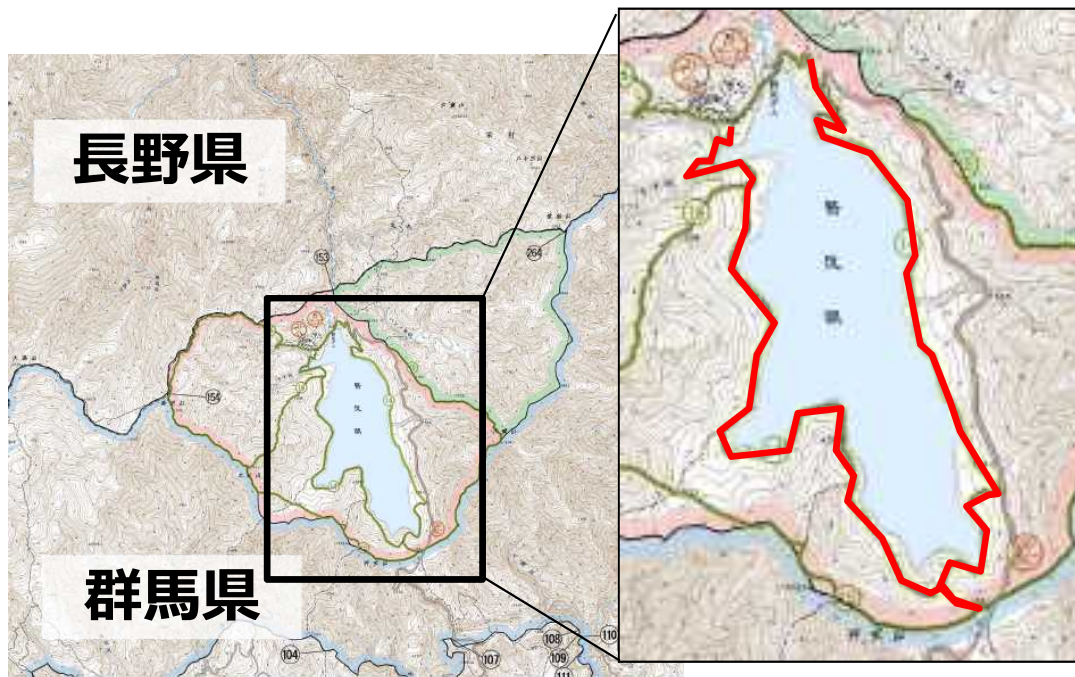
# 上信越高原国立公園 野反湖畔線道路（歩道）

**変更**

路線距離：11km→10km  
執行者（予定者）：群馬県

第2種特別地域（国有林）

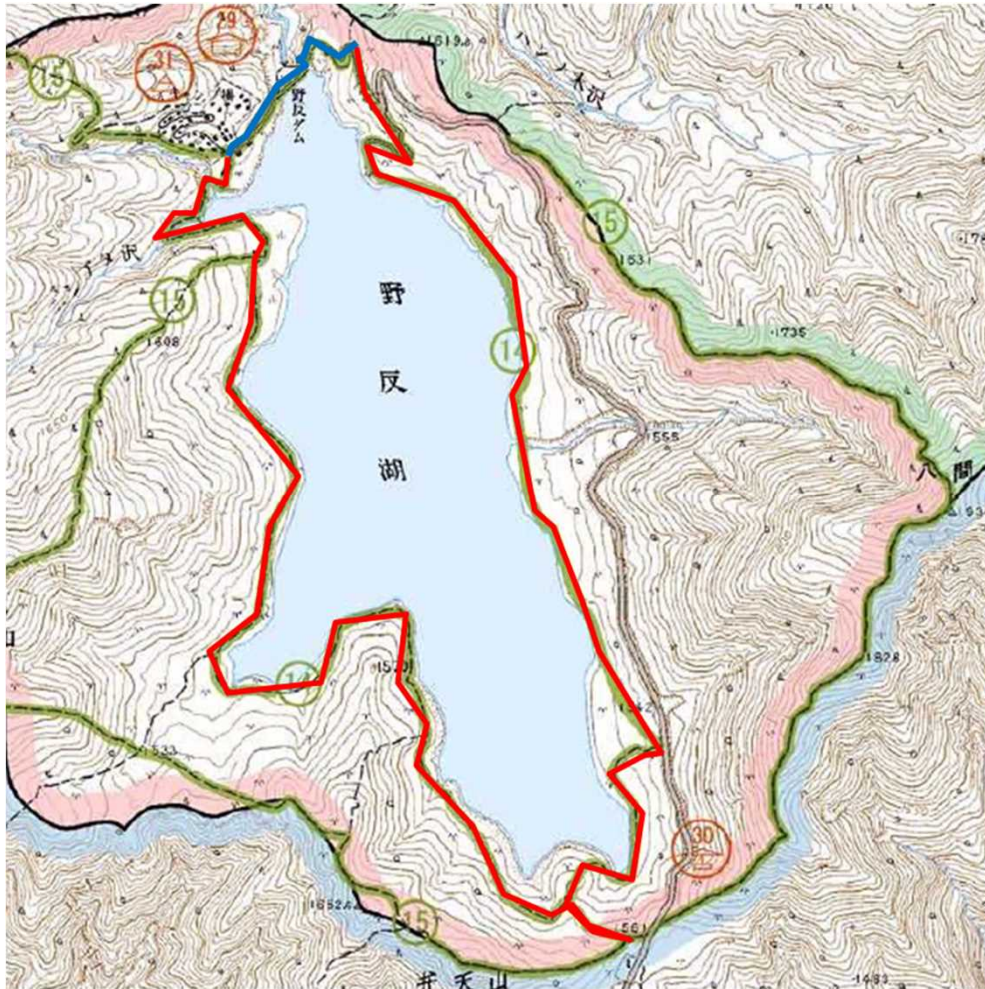
● 計画図



○中之条町北部に位置する、周囲を標高1,600～1,900m級の山々に囲まれた野反湖畔沿いの歩道である。

○利用形態は景観鑑賞、高山植物鑑賞、周囲の山への登山のほか、野反湖での釣りや湖畔でのキャンプなど、様々である。

— 変更後  
— 変更前（削除区域）



路線距離：11km → 10km

### 既存施設の把握

○群馬県境稜線トレイルの設定にあたり、白砂山登山口～野営場の区間を他歩道に振り替えることになったため、当該歩道からは削除する。

○削除する区間は、稲包山高沢山線道路（歩道）の一部に位置づけ、トレイルルートとして統一的に管理するため利用上の支障はない。

### 自然環境への影響

既存の歩道を他歩道事業に振り替えるもので、新たな整備の予定はないことから、周囲の自然環境へ与える影響はない。

# 上信越高原国立公園 鳥居峠土鍋山線道路（歩道）

**変更**

路線距離：12km → 19km  
 執行者：群馬県、嬭恋村

第2種特別地域、普通地域（国有林）

● 計画図



四阿山山頂からの展望

○群馬県と長野県の県境となる鳥居峠を起点とし、四阿山山頂、浦倉山山頂、土鍋山山頂を通り、五味池と破風岳を結ぶ登山道と合流する歩道である。

○主な利用形態は、日本百名山にもなっている四阿山への登山や高山植物観察である。また、ルート沿いには国指定天然記念物の四阿山の的岩、眺望に優れた土鍋山などの見所もある。

## 既存施設の把握

- 変更前（現行区域）
- 変更後（追加区域）

○ぐんま県境稜線トレイルの一部区間として位置づけるため、浦倉山～土鍋山北までの歩道と的岩への迂回路を追加するもの。  
 ○追加区域は、嬭恋村が執行予定。

### 自然環境への影響

○既存の歩道を他歩道事業に振り替えるもので、新たな整備の予定はないことから、周囲の自然環境へ与える影響はない。



# 上信越高原国立公園 横手山毛無峠線道路（歩道）

## 変更

路線距離：2.5km→17.5km

執行予定者：群馬県、中之条町

第1種特別地域、第2種特別地域（国有林）



- 群馬県と長野県の県境を成す横手山を起点に、一部車道を通り、毛無峠へと通じる歩道である。
- 万座温泉での温泉利用やスキー、ツーリング、展望利用、火山活動を間近に見る探勝利用などがある。

## 既存施設の把握

- 今回公園計画の変更により歩道として位置づけられた区間について、事業決定を行うもの。
- 全線群馬県境トレイルの区間である。
- 横手山～渋峠は、中之条町、その他は群馬県が執行予定。



- 変更後（延長区域）
- 変更前（現行区域）



### 自然環境への影響

既存の歩道や車道の路肩部分を歩道事業として位置づけるもので、新たな整備の予定はないことから、周囲の自然環境へ与える影響はない。

# 富士箱根伊豆国立公園 火の山峠園地

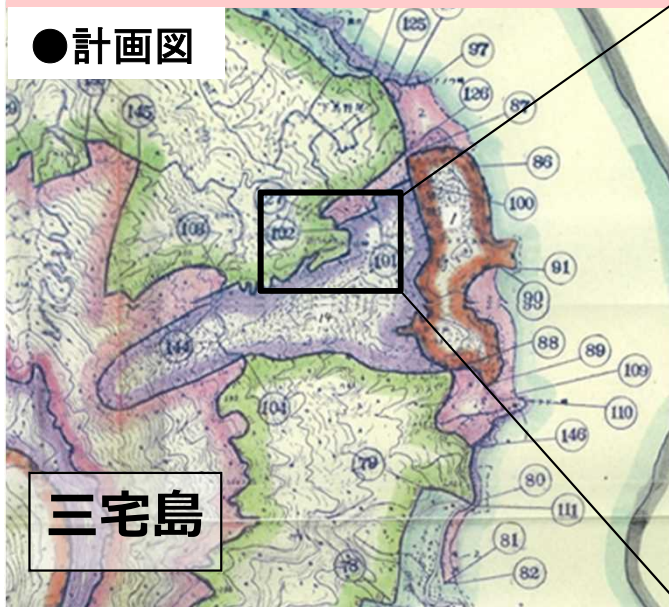
**決定**

区域面積：0.1ha

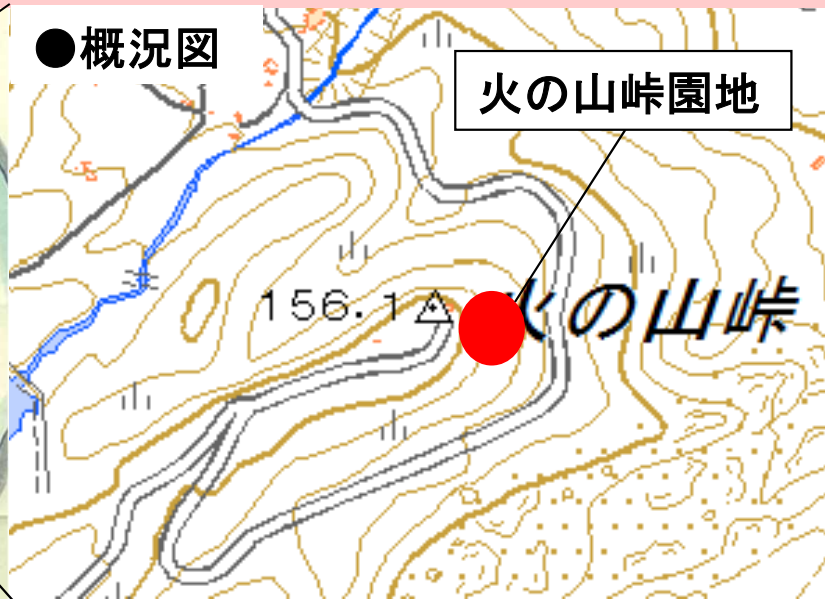
執行者（予定者）：東京都

## 第3種特別地域（三宅村有地）

● 計画図



● 概況図



ひょうたん山

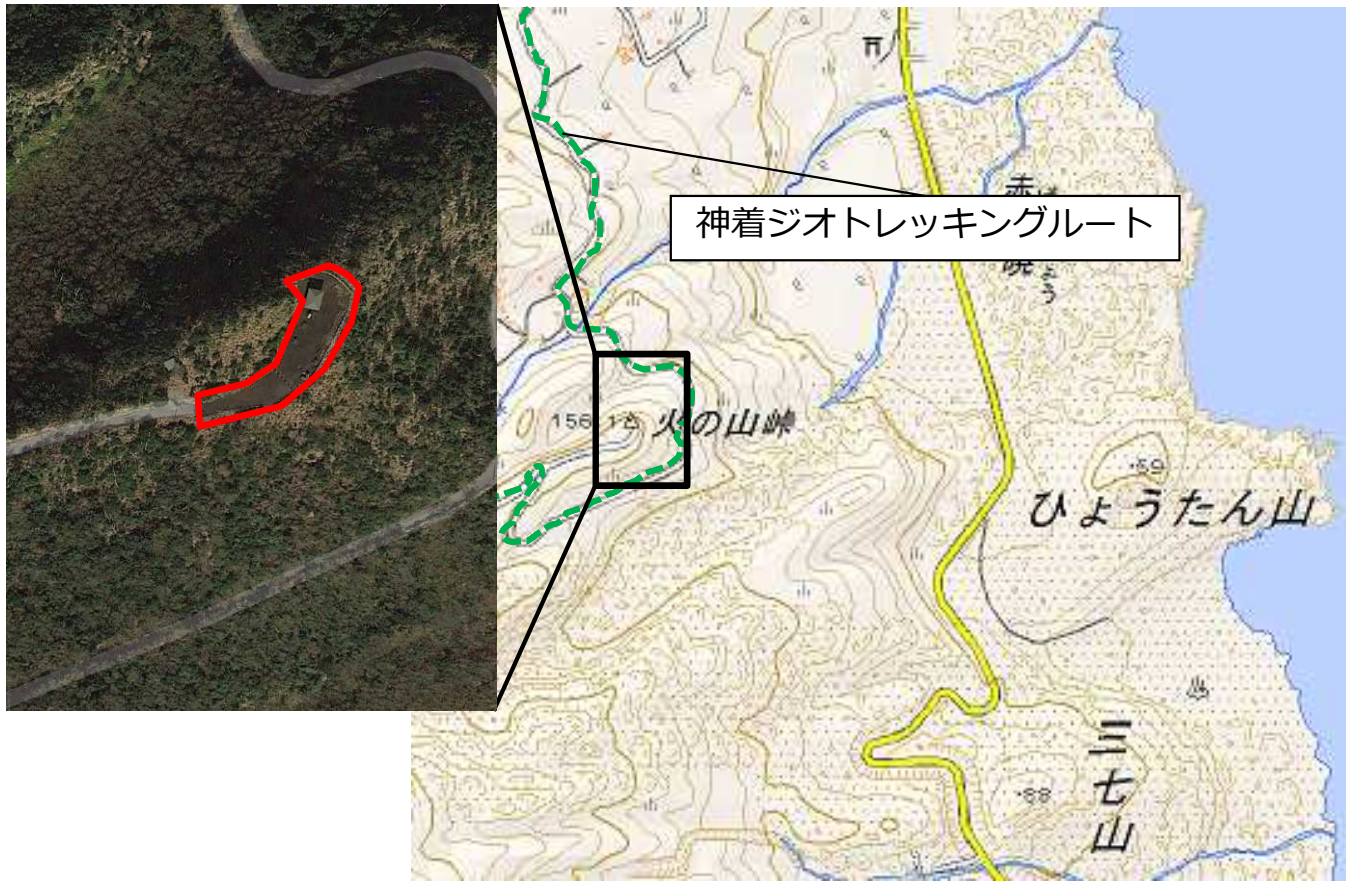
- 雄山北東部の山麓に位置し、東側の海岸部には過去の噴火により生じたスコリア丘のひょうたん山及び三七山があり、火山景観や海岸景観を展望することができる。
- 三宅循環線道路を基点として、釜の尻海水浴場、椎取神社、赤場暁、ひょうたん山、三七山等の周辺利用拠点を巡る通過型の利用のほか、バードウォッチングなどで利用



火の山峠園地決定区域図

区域面積：0.1ha

執行者（予定者）：東京都



ひょうたん山方面の眺望



雄山方面の眺望

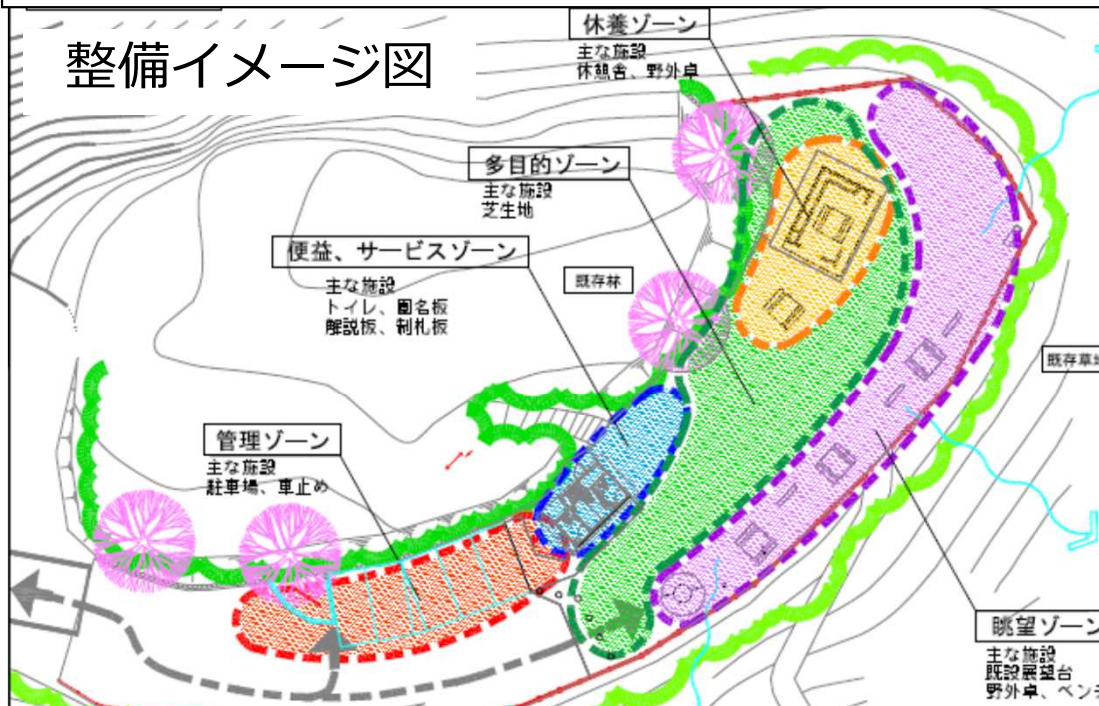
- 「神着ジオトレッキングルート」上に位置し、雄山の稜線、ひょうたん山、三七山を望む展望地として重要な利用拠点
- 既設の休憩舎や看板等が老朽化、周辺の利用拠点を含めトイレがない  
→利用者を受け入れる体制が不十分
- 展望地からの眺望が生い茂った樹木で遮られている  
→公園事業として適切に維持管理を行い展望を確保する必要

## 展望広場の再整備 (既存施設の把握を含む)

区域面積：0.1ha

執行者（予定者）：東京都

- 快適な利用環境を確保するため、既設の休憩舎等の改修や公衆便所の新規設置、芝生の整備等を行い、展望広場として再整備



### 【自然環境への影響】

- 既に展望地として整備がされているため、事業執行による新たな造成工事等はなく、影響は小さい
- 新規で設置する公衆便所等は風致景観上支障のない形状及び色彩とし、汚水は浄化槽で処理することとする

# 富士箱根伊豆国立公園 旭日ヶ丘野営場

**変更**

区域面積：41.68ha（規模変更なし）  
（区域のみ変更）

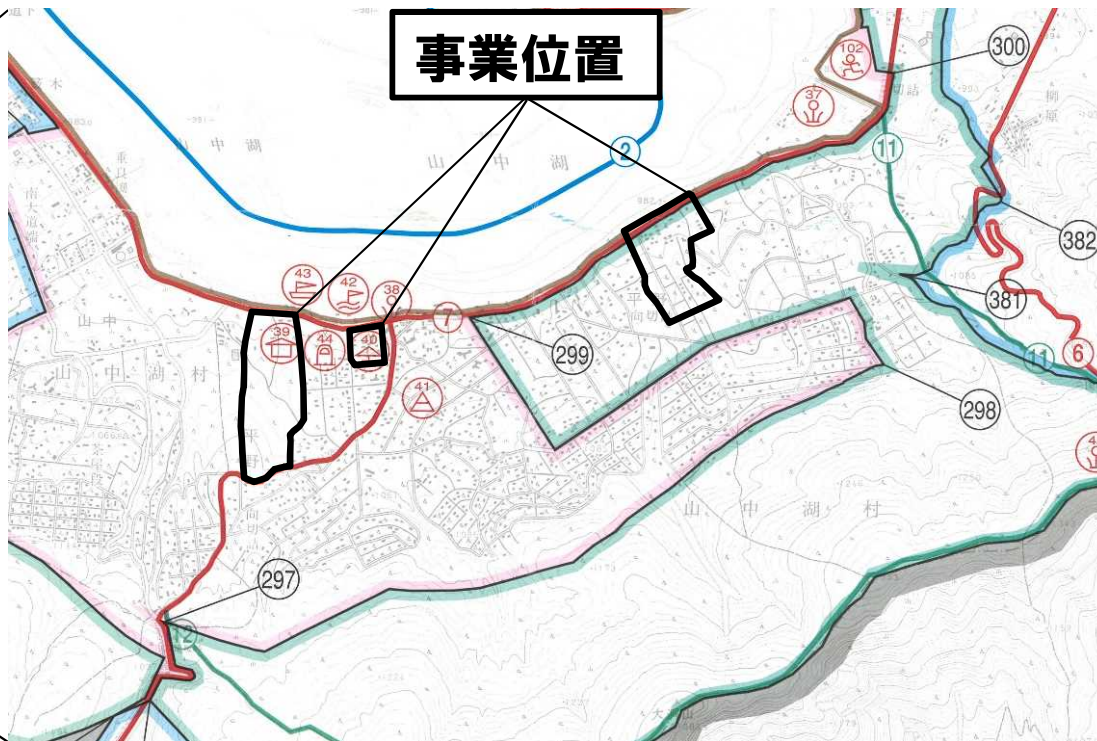
執行者：山中湖村、民間

第2種特別地域、第3種特別地域（公有地（山梨県、山中湖村）、民間）

●位置図



●公園計画図



- 山中湖は富士山北麓に溶岩流によって形成され、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と併せて富士五湖と呼ばれている。
- 事業地周辺の主な利用形態は、山中湖での釣りやモーターボート、ジェットスキーなどの水上アクティビティ、湖畔では自然体験やキャンプなどである。

**区域の適正化及び既存施設の把握**



**区域面積： 41.68ha**  
**執行者：山中湖村、民間**



管理棟（山中湖村執行）



コテージ（民間執行）

- 平成9年の事業決定の際、当時決定すべき一部の区域に漏れがあり、決定区域の修正を行うもの。
- 既存施設の把握であり、今回の区域修正に伴う新たな自然環境の改変はない。
- 区域面積及び最大宿泊者数は現行のまま変更しない（決定区域の変更のみ）。

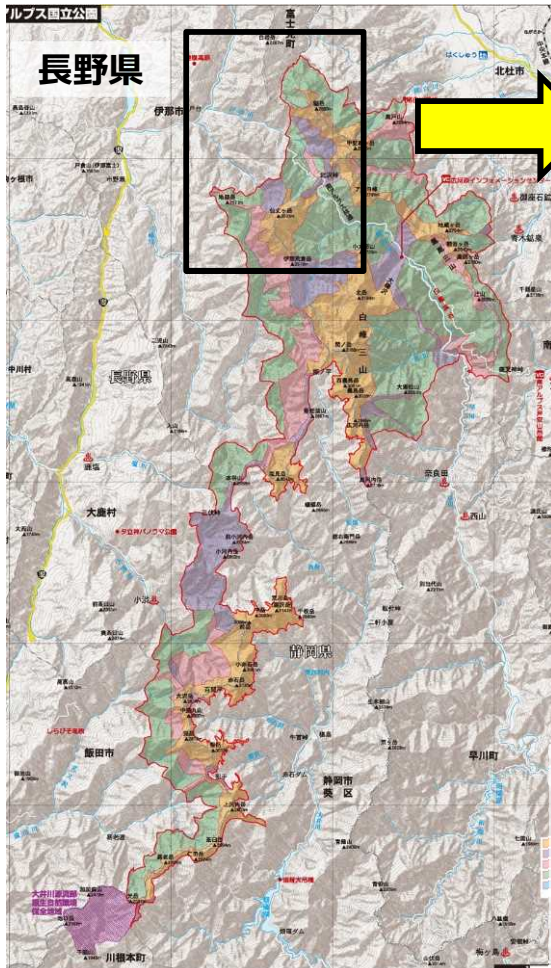
# 南アルプス国立公園 赤河原駒岳線（歩道）

**決定**

路線距離：1.3 km  
執行予定：伊那市

## 第3種特別地域（国有林）

### ●位置図



### ●計画図



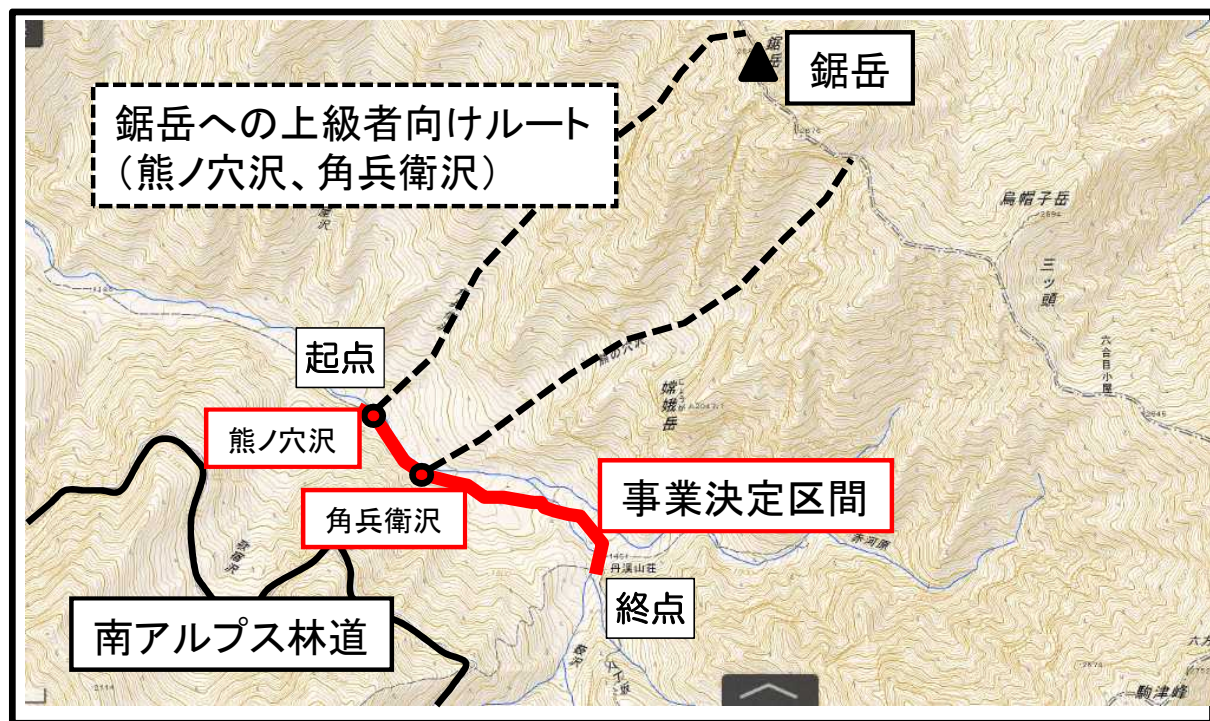
赤河原駒岳線（歩道）から見た鋸岳

- 戸台から戸台川沿いに角兵衛沢、熊ノ穴沢を經由して赤河原分岐に至る甲斐駒ヶ岳への登山道
- ミヤマヤシャブシ、オオバヤナギ等の溪畔林、カワラニガナ等の河川植物、トダイアカバナ等の希少植物が生育

## 指導標識の整備

- ・本ルートは、甲斐駒ヶ岳への登山道として利用されていたが 南アルプス林道開通後は利用者が少なくなり、一部廃道となっている
- ・しかし、南アルプス林道が閉鎖される冬期には登山ルートとしての利用が多い

➡ 上級者向けルートであることを注記した誤進入防止のための標識を設置  
(標識設置のため自然環境への影響は少ない)



※南アルプス自然環境保全活用連携協議会（関係10市町村が参加）による「南アルプスユネスコエコパークにおける登山道誘導標識のガイドライン」に準拠

# 南アルプス国立公園

# 赤河原仙丈岳線 (歩道)

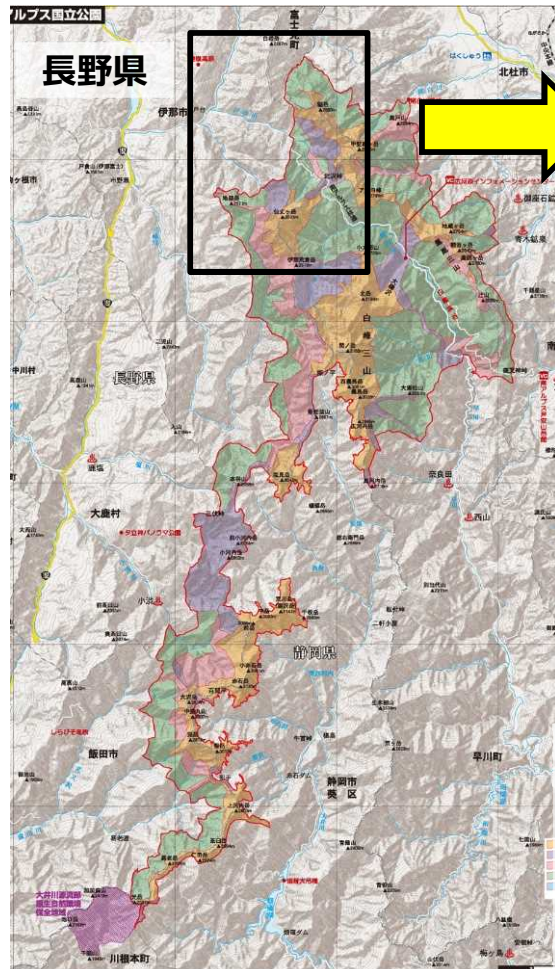
**決定**

路線距離：7.3 km

執行予定：伊那市

特別保護地区、第1種特別地域、第3種特別地域 (国有林)

### ●位置図



### ●計画図



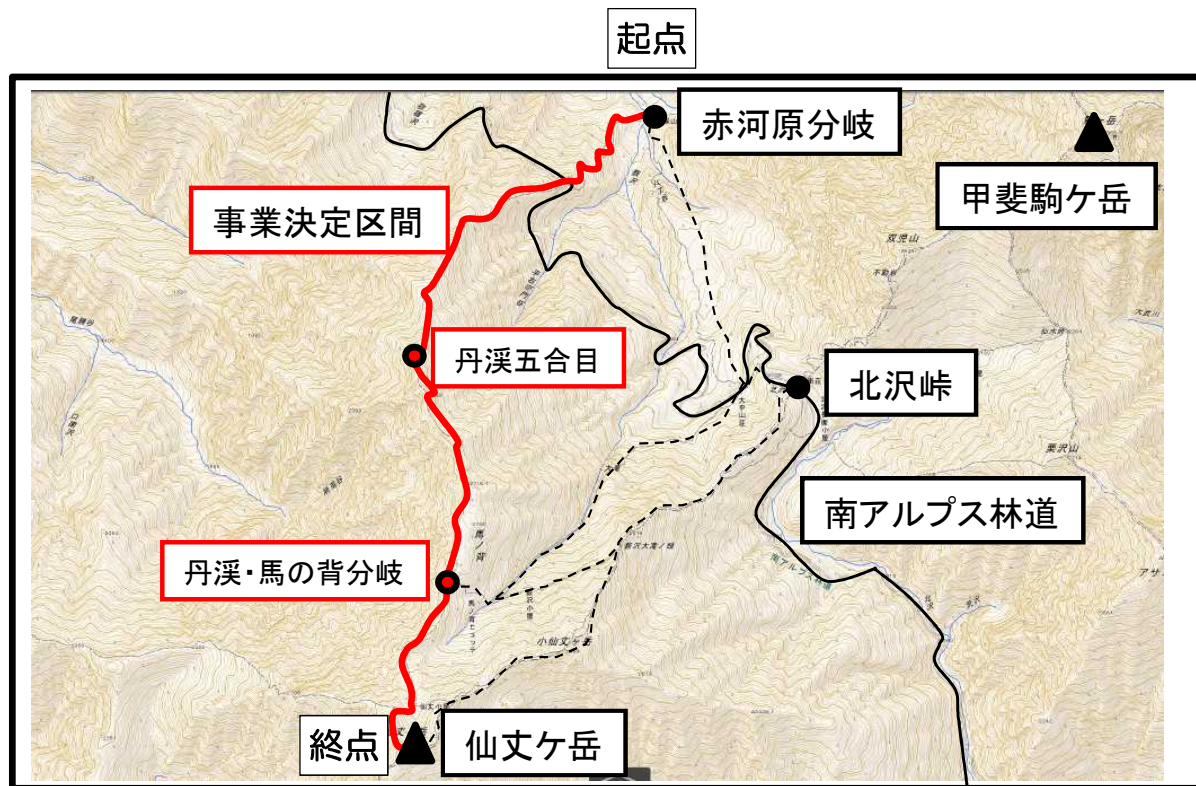
赤河原仙丈岳線 (歩道) の状況

- 赤河原分岐から南へ下りて南アルプス林道と交わり、馬の背を經由して仙丈ヶ岳へ登る尾根上の登山道
- 亜高山帯にはコメツガ、シラビソ等の針葉樹林が生育して、馬の背付近では高茎草本群落が成立

## 歩道改良、標識の再整備

馬の背～仙丈ヶ岳以外のルートは利用者は少ないものの、比較的歩きやすく、一定の愛好家がいる。

➡ 安全な登山利用を推進するため、歩道改良や老朽化した標識を再整備（丹溪・馬の背分岐、丹溪五合目標識等。自然環境への影響は少ない）



現況写真



丹溪五合目



丹溪・馬の背分岐

※南アルプス自然環境保全活用連携協議会（関係10市町村が参加）による「南アルプスユネスコエコパークにおける登山道誘導標識のガイドライン」に準拠



# 南アルプス国立公園

## 市野瀬仙丈岳線 (歩道)

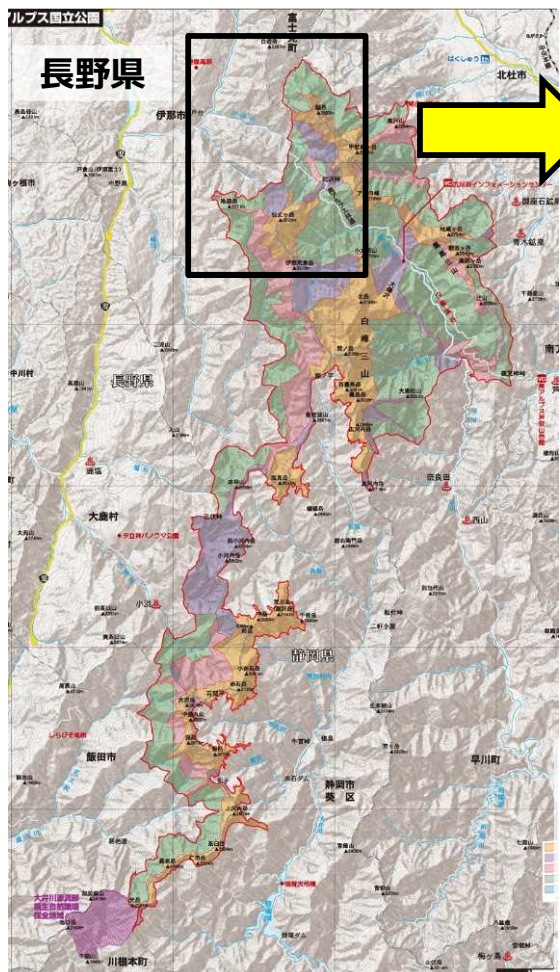
**決定**

路線距離：7.6 km

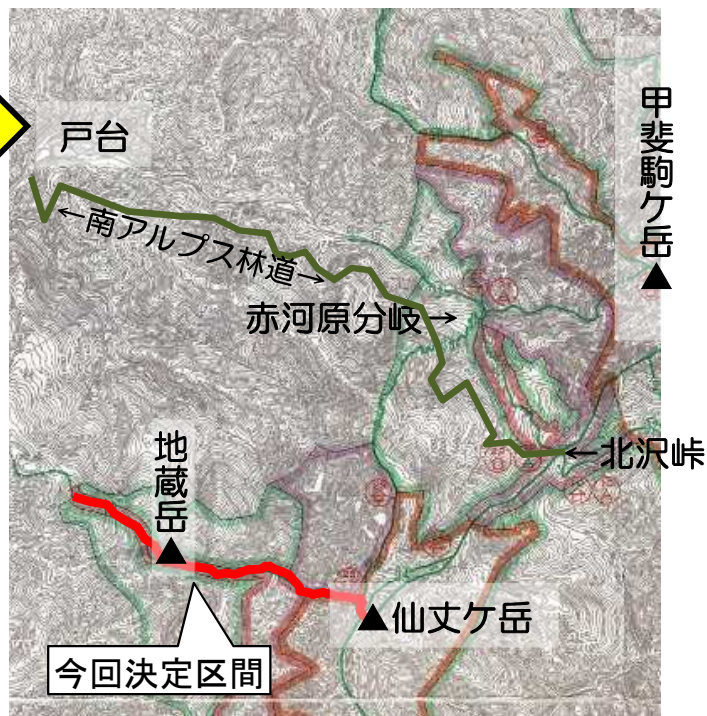
執行予定：伊那市

特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域 (国有林)

### ●位置図



### ●計画図



鹿嶺高原 (長野県側) からの遠景  
※白い頂が仙丈ヶ岳、  
そこから延びる尾根が地蔵尾根

- 市野瀬から、松峰、地蔵岳を經由して仙丈ヶ岳に至る地蔵尾根沿いの登山道
- 尾根筋になり、ハイマツ等の高山植物群落及びカラマツをはじめとする亜高山帯針葉樹林が成立

## 歩道改良、標識の整備

本ルートは、長野県側の市野瀬から仙丈ヶ岳への長いコースである。  
また、施設整備は、ほとんどされていない。

- ➡ 安全な登山利用を推進するため、標識等を整備する。  
（仙丈ヶ岳から地蔵岳の稜線上に標識1基を設置。自然環境への影響は少ない）



現況写真



※南アルプス自然環境保全活用連携協議会（関係10市町村が参加）による  
「南アルプスユネスコエコパークにおける登山道誘導標識のガイドライン」に準拠

# 瀬戸内海国立公園 都賀谷園地

**決定**

区域面積：10ha

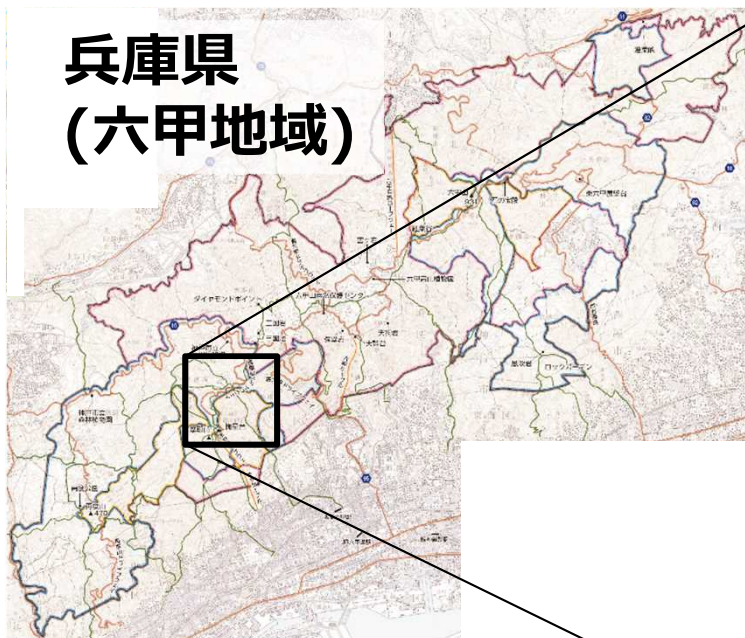
執行者：神戸市

第1種特別地域（公有地（神戸市））

●位置図

●公園計画図

兵庫県  
(六甲地域)



○当該地の概要、利用状況等

摩耶山北部に位置する穂高湖を周遊する園路を備えた園地で、周囲の植生はコナラ-アベマキ群集となっており、動物はイノシシ・テン・リス・ノウサギ等の中小型ほ乳類が見られる。散策や登山者の休憩の場として多くの利用が見られる。

## 都賀谷園地決定区域図



## 事業規模

区域面積：10ha



### ○事業規模、場所の理由等

摩耶山集団施設地区の公園計画決定に伴い、神戸市が摩耶山園地事業として事業執行していた区域の一部を都賀谷園地事業として区域決定するもの。

現状において必要な施設がひとつとおり整備されており、新たな開発等を行う予定はないため、自然環境への影響はない。